

事務連絡
平成25年5月31日

公益社団法人日本建築士会連合会
社団法人日本建築士事務所協会連合会
社団法人日本建築家協会
社団法人日本建設業連合会
社団法人全日本建築士会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認に関する
建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

一級建築士でない者が一級建築士と詐称する事案の再発防止の観点や、建築士定期講習の未受講者に対する受講促進の観点から、平成25年1月より、建築主事及び指定確認検査機関において、「建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認等について（技術的助言）」（平成24年12月3日付け国住指第3329号等）により、建築確認手続きの中で建築士の免許登録の有無及び定期講習の受講状況を確認することを要請しているところです。

今般、上記のうち建築士の免許登録の有無を確認する方法について法令に位置付けるため、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）の一部を改正する省令及び「確認審査等に関する指針」（平成19年国土交通省告示第835号）の一部を改正する件について、平成25年5月30日に公布、同年7月1日から施行することとしました。

また、本件に関しまして、特定行政庁及び指定確認検査機関に対し別添の技術的助言を送付しているところです。

貴職におかれましては、これらの措置について会員に対して周知を行い、建築士法の円滑な施行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

別 添

国住指第526号
平成25年5月30日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（技術的助言）

貴職におかれましては、建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

一級建築士でない者が一級建築士と詐称する事案の再発防止の観点や、建築士定期講習の未受講者に対する受講促進の観点から、平成25年1月より、建築主事及び指定確認検査機関において、「建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認等について（技術的助言）」（平成24年12月3日付け国住指第3329号。以下「技術的助言」という。）により、建築確認手続きの中で建築士の免許登録の有無及び定期講習の受講状況を確認いただいているところです。

今般、上記のうち建築士の免許登録の有無を確認する方法について法令に位置付けるため、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）の一部を改正する省令及び「確認審査等に関する指針」（平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針告示」という。）の一部を改正する件について、平成25年5月30日に公布、同年7月1日から施行することとしました。

また、登録昇降機検査資格者講習及び登録建築設備検査資格者講習において、講義の科目の免除についての的確な運用を図る観点から、講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者に関し講義科目の一部を免除するため、規則の一部を改正する省令及び「建築基準法施行規則の規定により講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者及び国土交通大臣が定める科目を定める件」（平成25年国土交通省告示第532号）について、平成25年5月30日に公布・施行することとしました。

これらの改正法令の運用等に関して下記のとおり通知しますので、運用にあたり留意されるようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関並びに登録昇降機検査資格者講習実施機関及び登録建築設備検査資格者講習実施機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

1. 建築士等の免許登録の有無を確かめる方法について

「建築士免許証等の写し」、「構造設計一級建築士証の写し」及び「設備設計一級建築士証の写し」については、確認の申請書等への添付を不要とし（規則第1条の3第1項及び第4項、第2条の2第1項、第3条第1項から第3項まで、第4条第1項並びに第4条の8第1項関係）、それに代わる建築士免許登録の確認方法として、「建築士名簿により確かめる方法」（構造設計・設備設計一級建築士の免許登録の確認の場合は、「一級建築士名簿により確かめる方法」）又は「申請者等に建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法」のいずれかによることとした。（指針告示第1第2項、第3第2項及び第4第2項関係）

指針告示に規定する「建築士名簿により確かめる方法」及び「一級建築士名簿により確かめる方法」としては、建築士法に基づく中央指定登録機関である公益社団法人日本建築士会連合会若しくは都道府県指定登録機関である各都道府県建築士会が発行する建築士登録内容の証明書により確かめる方法又は建築士データベースの登録情報により確かめる方法が考えられる。

すなわち、建築士等の免許登録の有無を確かめる方法として、今回の改正により指針告示に位置付けた方法は、技術的助言により通知した方法と変わりないことに留意されたい。

2. 定期講習の受講状況の確認等について

定期講習の受講状況の確認、建築士等の免許登録が無い場合の対応、受講すべき定期講習が受講されていない場合の対応その他技術的助言に記載されている事項については、引き続き当該技術的助言に基づき対応されたい。

3. 登録昇降機検査資格者講習及び登録建築設備検査資格者講習における一部の講義の受講免除について

講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者については、申請により、講習における講義の科目の一部を免除することとした。(規則第4条の25、第4条の37及び第4条の39並びに平成25年国土交通省告示第532号関係)

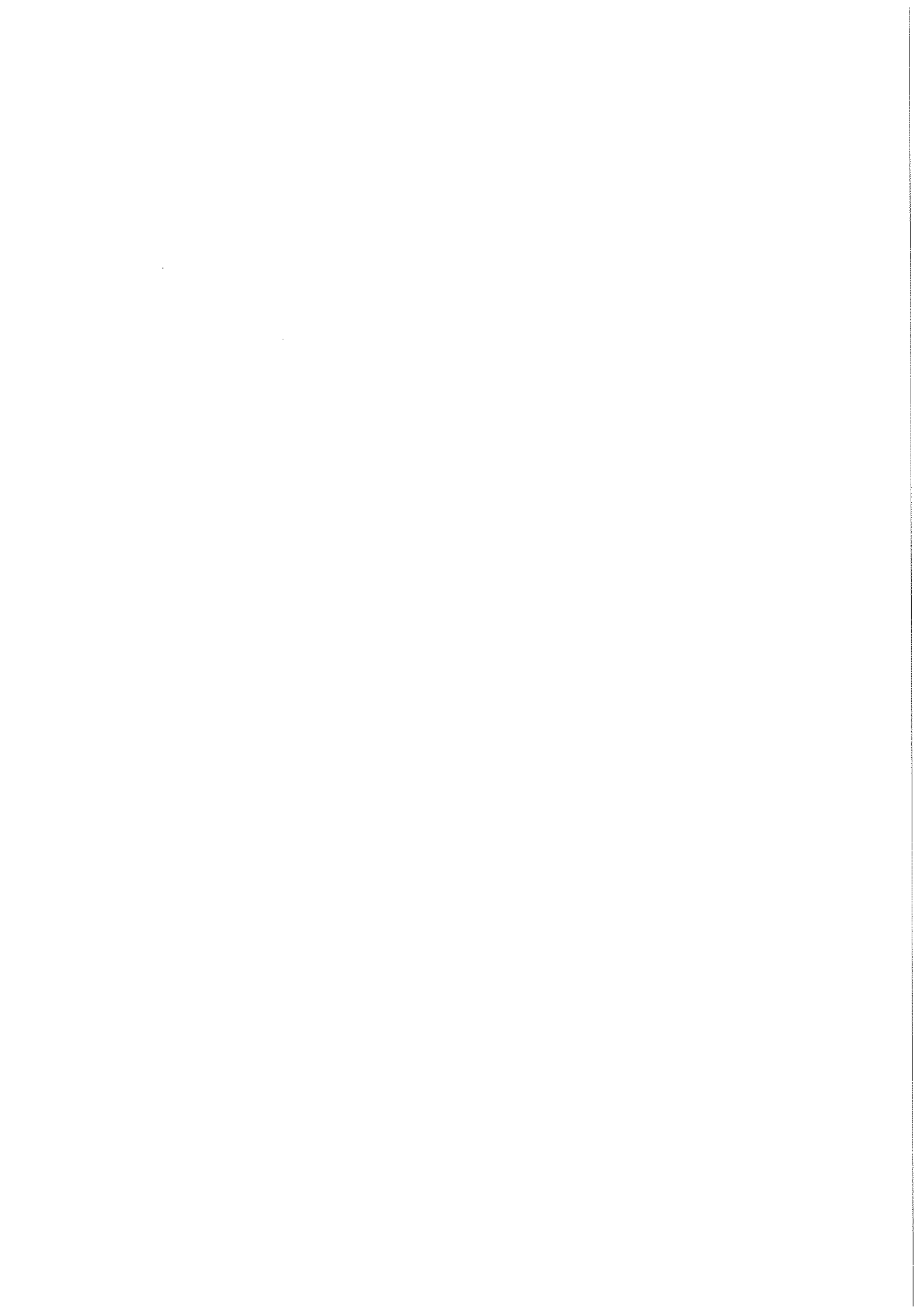
具体的には以下のとおりである。

○登録昇降機検査資格者講習

講義科目免除対象者	免除する講義科目
特殊建築物等調査資格者	建築学概論
建築設備検査資格者	建築学概論
建築設備士	建築学概論

○登録建築設備検査資格者講習

講義科目免除対象者	免除する講義科目
特殊建築物等調査資格者	建築学概論
昇降機検査資格者	建築学概論
建築設備士	建築設備定期検査制度総論 建築学概論 建築設備に関する建築基準法令 建築設備の耐震規制、設計指針 換気、空気調和設備 排煙設備 電気設備 給排水衛生設備



改正案	現行
<p>(受検申込書)</p> <p>第一条 建築基準適合判定資格者検定(指定資格検定機関が資格検定事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、別記第一号様式による受検申込書に申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ五・五センチメートル、横の長さ四センチメートルの写真を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2 指定資格検定機関が資格検定事務を行う建築基準適合判定資格者検定を受けようとする者は、前項の受検申込書に同項の写真を添え、指定資格検定機関の定めるところにより、これを指定資格検定機関に提出しなければならない。</p> <p>(確認申請書の様式)</p> <p>第一条の三 法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。)の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(四)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十四)項の(四)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十</p>	<p>(受検申込書)</p> <p>第一条 建築基準適合判定資格者検定(指定資格検定機関が資格検定事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、別記第一号様式による受検申込書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 一級建築士免許証又は二級建築士免許証明書(一級建築士の免許の登録を受けていない者にあつては建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第十六条第一項の規定による通知)の写し</p> <p>二 申請前六月以内に、脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦五・五センチメートル、横四センチメートルのもの</p> <p>2 指定資格検定機関が資格検定事務を行う建築基準適合判定資格者検定を受けようとする者は、前項の受検申込書に、前項各号に掲げる書類を添え、指定資格検定機関の定めるところにより、これを指定資格検定機関に提出しなければならない。</p> <p>(確認申請書の様式)</p> <p>第一条の三 法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。)の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(四)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十四)項の(四)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十</p>
<p>九項の(四)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三十)項の(四)欄に掲げる日影図と、表一の(四)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(十九)項の(四)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十七)項の(四)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>四 申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士又は木造建築士(第四項第四号及び第三条第三項第四号において「建築士」という。)により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十條の二の規定の適用がある場合を除く。第四項第四号及び第三条第三項第四号において同じ。)にあつては、同法第二十條第二項に規定する証明書(構造計算書を除く。第四項第四号及び第三条第三項第四号において単に「証明書」という。)の写し</p> <p>(削除)</p>	<p>九項の(四)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三十)項の(四)欄に掲げる日影図と、表一の(四)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(十九)項の(四)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十七)項の(四)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 設計者又は工事監理者が一級建築士、二級建築士又は木造建築士(以下「建築士」という。)である場合にあつては、一級建築士免許証、一級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「建築士免許証等」という。)の写し(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)</p> <p>五 申請に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十條の二の規定の適用がある場合を除く。第四項第五号及び第三条第三項第五号において同じ。)にあつては、同法第二十條第二項に規定する証明書(構造計算書を除く。第四項第五号及び第三条第三項第五号において単に「証明書」という。)の写し</p> <p>六 申請に係る建築物が建築士法第二十條の二の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計を行つた構造設計一級建築士又は当改建</p>

表一（表五）（略）

2・3（略）

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一（三）（略）

（削除）

四（略）

（削除）

（削除）

表一・表二（略）

5（9）（略）

建築物が構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士の構造設計一級建築士証の写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

表一（表五）（略）

2・3（略）

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一（三）（略）

四 設計者又は工事監理者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

五（略）

六 申請に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計を行つた構造設計一級建築士又は当該建築物が構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士の構造設計一級建築士証の写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

七 申請に係る建築物が建築士法第二十条の三の規定の適用を受ける場合にあつては、設備設計を行つた設備設計一級建築士又は当該建築物が設備関係規定に適合することを確認した設備設計一級建築士の設備設計一級建築士証の写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

表一・表二（略）

5（9）（略）

（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）

第二条の二 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一（二）（略）

（削除）

表（略）

2（6）（略）

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一（二）（略）

（削除）

表一（表三）（略）

2 法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一（三）（略）

（削除）

表（略）

3 工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法

（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）

第二条の二 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一（二）（略）

二 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

表（略）

2（6）（略）

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一（二）（略）

三 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

表一（表三）（略）

2 法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一（三）（略）

四 設計者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

表（略）

3 工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法

第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。)を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

一 三 (略)

(削除)

四 (略)

(削除)

(削除)

4 8 (略)

(指定確認検査機関に対する確認の申請)

第三条の三 第一條の三(第七項及び第九項を除く。)の規定は、第六條の二第一項(法第八十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第

第六条第一項の規定による確認の申請を除く。以下この項において同じ。)を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。この場合においては、第一号の正本に工作物に関する確認申請を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

一 三 (略)

四 設計者又は工事監理者が建築士である場合にあつては、建築士免許証等の写し(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

五 (略)

六 申請に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計を行つた構造設計一級建築士又は当該建築物が構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士の構造設計一級建築士証の写し(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

七 申請に係る建築物が建築士法第二十条の三の規定の適用を受ける場合にあつては、設備設計を行つた設備設計一級建築士又は当該建築物が設備関係規定に適合することを確認した設備設計一級建築士の設備設計一級建築士証の写し(建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)

4 8 (略)

(指定確認検査機関に対する確認の申請)

第三条の三 第一條の三(第七項及び第九項を除く。)の規定は、第六條の二第一項(法第八十七條第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第

一條の三第一項第一号ロ(3)及び第四項第一号ハ(2)中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第八項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

2 第二條の二(第四項及び第六項を除く。)の規定は、法第八十七條の二において準用する法第六條の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第二條の二第一項第一号ロ(2)中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第五項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

3 第三條(第六項及び第八項を除く。)の規定は、法第八十八條第一項又は第二項において準用する法第六條の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第三條第一項第一号ロ(2)中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第七項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

4 (略)

(完了検査申請書の様式)

第四條 法第七條第一項(法第八十七條の二又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第四條の四において「完了検査申請書」という。)は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類

一條の三第一項及び第四項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第八項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

2 第二條の二(第四項及び第六項を除く。)の規定は、法第八十七條の二において準用する法第六條の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第二條の二第一項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第五項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

3 第三條(第六項及び第八項を除く。)の規定は、法第八十八條第一項又は第二項において準用する法第六條の二第一項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、第三條第一項、第二項及び第三項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と、同条第七項第一号中「建築主事」とあるのは「当該指定確認検査機関」と、同項第二号中「指定確認検査機関」とあるのは「建築主事又は他の指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

4 (略)

(完了検査申請書の様式)

第四條 法第七條第一項(法第八十七條の二又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第四條の四において「完了検査申請書」という。)は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類

を添えたものとする。

一〇六 (略)

(削除)

2 (略)

(指定確認検査機関に対する完了検査の申請)

第四条の四の二 第四条の規定は、法第七条の二第二項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第四条の五の二第一項及び第四条の七第三項第二号において同じ。)の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第四条第二項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

(中間検査申請書の様式)

第四条の八 法第七条の三第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第四条の十において「中間検査申請書」という。)は、別記第二十六号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一〇五 (略)

(削除)

を添えたものとする。

一〇六 (略)

七 設計者又は工事監理者が建築士である場合で直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があつたときは、建築士免許証等の写し(建築主事が、当該書類を有していない)とその他の理由により、提出を求める場合に限る。

2 (略)

(指定確認検査機関に対する完了検査の申請)

第四条の四の二 第四条の規定は、法第七条の二第二項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第四条の五の二第一項及び第四条の七第三項第二号において同じ。)の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第四条中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

(中間検査申請書の様式)

第四条の八 法第七条の三第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第四条の十において「中間検査申請書」という。)は、別記第二十六号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一〇五 (略)

六 設計者又は工事監理者が建築士である場合で直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があつたときは、建築士免許証等の写し(建築主事が、当該書類を有していない)とその他の理由により、提出を求める場合に限る。

2 (略)

(指定確認検査機関に対する中間検査の申請)

第四条の十一の二 第四条の八の規定は、法第七条の四第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第四条の十二の二第一項及び第四条の十四第三項第二号において同じ。)の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第四条の八第二項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

(登録調査資格者講習事務の実施に係る義務)

第四条の二十五 登録調査資格者講習実施機関は、公正に、かつ、第四条の二十三第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録調査資格者講習事務を行わなければならない。

一〇八 (略)

九 講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者については、申請により、第四号の表の上欄に掲げる科目のうち国土交通大臣が定めるものを免除すること。

十一(略)

(準用)

第四条の三十七 第四条の二十一(第一項を除く。)から第四条の三十五までの規定は、第四条の二十第二項第二号の登録及びその更新、登録昇降機検査資格者講習、登録昇降機検査資格者講習事務並びに登録

2 (略)

(指定確認検査機関に対する中間検査の申請)

第四条の十一の二 第四条の八の規定は、法第七条の四第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第四条の十二の二第一項及び第四条の十四第三項第二号において同じ。)の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第四条の八中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

(登録調査資格者講習事務の実施に係る義務)

第四条の二十五 登録調査資格者講習実施機関は、公正に、かつ、第四条の二十三第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により登録調査資格者講習事務を行わなければならない。

一〇八 (略)

九(略)

(準用)

第四条の三十七 第四条の二十一(第一項を除く。)から第四条の三十五までの規定は、第四条の二十第二項第二号の登録及びその更新、登録昇降機検査資格者講習、登録昇降機検査資格者講習事務並びに登録

昇降機検査資格者講習実施機関（登録昇降機検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号の表」とあり、第四条の二十五第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第四条の三十七の表」と、第四条の二十三第一項第二号口及び第四条の二十五第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「昇降機検査資格者」と、同条第十二号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の二様式」と読み替えるものとする。

(略)	(略)
-----	-----

(準用)

第四条の三十九 第四条の二十一（第一項を除く。）から第四条の三十五までの規定は、第四条の二十第三項第二号の登録及びその更新、登録建築設備検査資格者講習、登録建築設備検査資格者講習事務並びに登録建築設備検査資格者講習実施機関（登録建築設備検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号の表」とあり、第四条の二十五第四号中「次の表」とあり、同条第五号中「前号の表」とあり、及び同条第九号中「第四号の表」とあるのは「第四条の二十九の表」と、第四条の二十三第一項第二号口及び第四条の二十五第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「建築設備検査資格者」と、同条第十二号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の三様式」と読み替えるものとする。

(略)	(略)
-----	-----

昇降機検査資格者講習実施機関（登録昇降機検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号の表」とあり、第四条の二十五第四号中「次の表」とあり、及び同条第五号中「前号の表」とあるのは「第四条の三十七の表」と、第四条の二十三第一項第二号口及び第四条の二十五第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「昇降機検査資格者」と、同条第十一号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の二様式」と読み替えるものとする。

(略)	(略)
-----	-----

(準用)

第四条の三十九 第四条の二十一（第一項を除く。）から第四条の三十五までの規定は、第四条の二十第三項第二号の登録及びその更新、登録建築設備検査資格者講習、登録建築設備検査資格者講習事務並びに登録建築設備検査資格者講習実施機関（登録建築設備検査資格者講習事務を行う者をいう。）について準用する。この場合において、第四条の二十三第一項第一号中「第四条の二十五第四号の表」とあり、第四条の二十五第四号中「次の表」とあり、及び同条第五号中「前号の表」とあるのは「第四条の三十九の表」と、第四条の二十三第一項第二号口及び第四条の二十五第七号中「特殊建築物等調査資格者」とあるのは「建築設備検査資格者」と、同条第十一号中「別記第三十六号の二様式」とあるのは「別記第三十六号の二の三様式」と読み替えるものとする。

(略)	(略)
-----	-----

新	旧
<p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項及び法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第二項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第三条の二第一項（同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）若しくは第三条の三第一項（同条第二項において準用する同</p>	<p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項及び法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第二項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第三条の二第一項（同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）若しくは第三条の三第一項（同条第二項において準用する同</p>

法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物又は同法第三条の二第三項（同法第三条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 建築士法第五条第一項に規定する一級建築士名簿、二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「建築士名簿」という。）により確かめる方法

ロ 当該建築物の計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に対し建築士法第五条第二項に規定する一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は同法第十条の十九第一項に規定する一級建築士免許証証明書若しくは同法第十条の二十一第一項に規定する二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「建築士免許証等」という。）の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

二の二 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十條の二の規定の適用を受ける場合にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載

法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物又は同法第三条の二第三項（同法第三条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあつては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第二項若しくは第三条の二第三項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを確かめること。

二の二 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十條の二の規定の適用を受ける場合にあつては、構造設計一級建築士による構造設計によるものであること又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものであること

された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第十條の二第四項に規定する構造設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 一級建築士名簿により確かめる方法

ロ 申請者等に対し建築士法第十條の二第一項に規定する構造設計一級建築士証（同法第十條の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該構造設計一級建築士証により確かめる方法

二の三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十條の三の規定の適用を受ける場合にあつては、施行規則別記第一号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設備設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第十條の二第四項に規定する設備設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 一級建築士名簿により確かめる方法

ロ 申請者等に対し建築士法第十條の二第一項に規定する設備設計一級建築士証（同法第十條の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該設備設計一級建築士証により確かめる方法

三、六（略）

3、5（略）

第三 完了検査に関する指針

法第七條第四項、法第七條の二第一項及び法第十八條第十五項（これらの規定を法第八十七條の二並びに法第八十八條第一項及び第二項

を確かめること。

二の三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十條の三の規定の適用を受ける場合にあつては、設備設計一級建築士による設備設計によるものであること又は当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものであることを確かめること。

三、六（略）

3、5（略）

第三 完了検査に関する指針

法第七條第四項、法第七條の二第一項及び法第十八條第十五項（これらの規定を法第八十七條の二並びに法第八十八條第一項及び第二項

において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「完了検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七條第一項（法第八十七條の二又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは法第七條の二第一項の規定による完了検査の申請書の提出又は法第十八條第十四項（法第八十七條の二又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一（略）

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三條第一項、第三條の二第一項若しくは第三條の三第一項に規定する建築物又は同法第三條の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合、直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があつたときは、施行規則別記第十九号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三條第一項、第三條の二第一項若しくは第三條の三第一項に規定する建築士又は同法第三條の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 建築士名簿により確かめる方法

ロ 当該建築物に係る申請者又は通知をした国の機関の長等に対し建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

三（略）

3 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第三におい

において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「完了検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七條第一項（法第八十七條の二又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは法第七條の二第一項の規定による完了検査の申請書の提出又は法第十八條第十四項（法第八十七條の二又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一（略）

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三條第一項、第三條の二第一項若しくは第三條の三第一項に規定する建築物又は同法第三條の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあつては、施行規則別記第十九号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三條第一項、第三條の二第一項若しくは第三條の三第一項に規定する建築士又は同法第三條の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを確かめること。

三（略）

3 申請等に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合しているかどうか

て「申請等に係る建築物等」という。)が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

二 施行規則別記第十九号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条第一項第二号(施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。)に規定する写真及び施行規則第四条第一項第五号(施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。)の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、申請等に係る建築物等の工事が、施行規則第四条第一項第一号(施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類(次項第三号において「確認に要した図書及び書類」という。)のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 (略)

第四 中間検査に関する指針

法第七条の三第四項、法第七条の四第一項及び法第十八条第十八項(これらの規定を法第八十七条の二及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による検査(以下「中間検査」という。)は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条の三第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)若しくは法第七条の四第一項の規定に

かの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

二 施行規則別記第十九号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条第一項第二号(施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。)に規定する写真及び施行規則第四条第一項第六号(施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。)の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、申請等に係る建築物等の工事が、施行規則第四条第一項第一号(施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。)に規定する図書及び書類(次項第三号において「確認に要した図書及び書類」という。)のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 (略)

第四 中間検査に関する指針

法第七条の三第四項、法第七条の四第一項及び法第十八条第十八項(これらの規定を法第八十七条の二及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による検査(以下「中間検査」という。)は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条の三第一項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)若しくは法第七条の四第一項の規定に

よる中間検査の申請書の提出又は法第十八条第十七項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合、直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があつたときは、施行規則別記第二十六号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 建築士名簿により確かめる方法

ロ 当該建築物に係る申請者又は通知をした国の機関の長等に対し、建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

三 (略)

3 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物(以下第四において「申請等に係る建築物等」という。)について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分、建築設備又は工作物の部分及びその敷地(第二号及び第四項第三号において「検査前に施工された工事に係る建築物の部分等」という。)が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

よる中間検査の申請書の提出又は法第十八条第十七項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第二十六号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを確かめること。

三 (略)

3 申請等に係る建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分、建築設備又は工作物の部分及びその敷地(第二号及び第四項第三号において「検査前に施工された工事に係る建築物の部分等」という。)が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

一 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条の八第一項第二号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する写真及び施行規則第四条の八第一項第四号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が、施行規則第四条の八第一項第一号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（次項第三号において「確認に要した図書及び書類」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4

（略）

一 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条の八第一項第二号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する写真及び施行規則第四条の八第一項第五号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が、施行規則第四条の八第一項第一号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（次項第三号において「確認に要した図書及び書類」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4

（略）

平成 25 年度 みどりの補助金のご案内

名古屋市では、「あいち森と緑づくり税（県民税）」を財源として、質・量ともに優れた民有地の緑化工事に対して支援を行っています。

平成 25 年度の受付期間

○4月1日から12月27日まで（予算枠に達した場合は受付を終了します）

支援対象

○屋上緑化、壁面緑化、空地(地上部)緑化、駐車場緑化における以下の工事費用

- ・植栽（例：樹木、地被植物、芝などで1～2年程度で枯れる草花は除く）
- ・植栽基盤（例：客土、屋上緑化資材、壁面緑化資材、駐車場緑化資材など）
- ・灌水施設（例：散水栓、給水管など）
- ・本事業により整備したことを示す表示板

支援金額と樹木単価の上限額

○支援金額は、支援対象工事費の2分の1以内で、かつ以下の条件を満たす額

- ・屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化：それぞれ支援対象の緑化面積×1.5万円/㎡以内
- ・空地(地上部)緑化：支援対象の緑化面積×1万円/㎡以内
- ・生垣設置のみ：支援対象の生垣延長×5千円/m以内

○支援総額は10万円以上500万円以下

○大径木、仕立物、品種もの等の特殊な樹木においては、

- ・高さ4.0m以上の樹木単価は上限15万円/本
- ・高さ4.0m未満の樹木単価は上限6万円/本

支援条件

○新たに緑化する面積が80㎡以上（支援対象が生垣設置のみの場合は延長50m以上）であること

○緑化工事が未着手で、平成26年3月14日までに完了報告書を提出すること

○緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」において、以下の条件を満たすこと

- ・「☆☆（良好な緑化）」以上（＝50点以上）かつ
- ・高木植栽の評価点が10点以上（敷地の建ぺい率の最高限度が80%以下の場合）

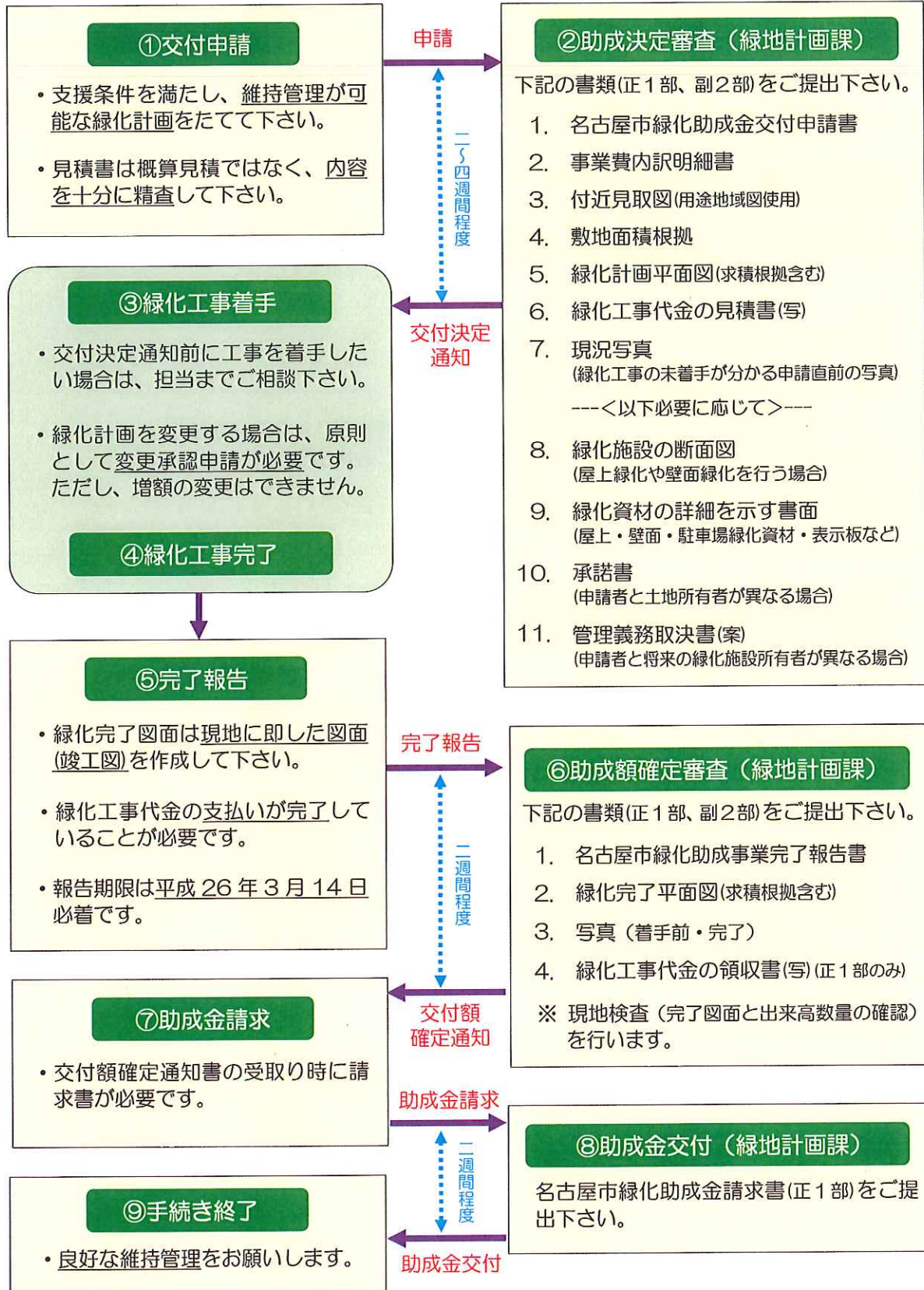
○原則として、支援対象となる緑化面積100㎡あたり1か所以上の灌水施設を設置すること（もしくは既に設置されていること）

○支援を受けたことを示す表示板を1か所以上設置すること

○支援対象の緑化施設を良好に維持保全すること

- ・一定の年数が経過した後、必要に応じて状況報告をすること など

みどりの補助金の手続きの流れ



■お問い合わせ先

名古屋市公式サイト
<http://www.city.nagoya.jp/>

申請書等ダウンロード

「市街地・道路・建築・緑化・農地」区分内

みどりの補助金(名古屋市民間施設緑化支援事業)